

事 務 連 絡  
平成28年5月31日

関係団体担当係長 様

北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課  
事業指定グループ主査（介護）

熊本地震関連の通知について  
このことについて、次のとおり厚生労働省から通知がありましたのでお知らせします。

#### 記

##### 1 熊本地震関連の通知

- (1) 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成28年9月30日とする措置を指定する件について
- (2) 平成28年熊本地震の被災者に係る介護保険サービスの提供について

##### 2 その他

平成28年熊本地震に係る被災者に係る利用料の取扱いについては、①「平成28年熊本地震による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて（リーフレット）」（平成28年4月25日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡）及び、②「平成28年熊本地震で被災した被保険者の一部負担金の取扱いの周知について」（平成28年4月26日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・老健局介護保険計画課事務連絡）において国から示されたところですが、今般、上記2つのリーフレットの一部が修正され、対象の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診した場合にも支払いが猶予される旨が追記されましたので、お知らせします。

（別添リーフレット参照）

担当：北原  
TEL:011-204-5935（直通）  
FAX:011-232-1097  
MAIL:kawahara.jun@pref.hokkaido.lg.jp